

# 平成30年第5回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成30年6月28日（木曜日）

## 議事日程（第5号）

平成30年6月28日（木）午後1時30分開議

- 第 1 発言の取消し
- 第 2 （総務文教常任委員会付託案件）  
議案第71号、議案第74号から議案第76号まで、議案第78号、陳情第3号、請願第2号  
（市民厚生常任委員会付託案件）  
議案第77号、議案第79号  
（産業建設常任委員会付託案件）  
議案第72号、議案第73号、陳情第4号
- 第 3 議案第80号
- 第 4 議員の派遣
- 第 5 委員会の閉会中の継続審査の件

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（20名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	金	田	淳	一	君	12番	中	川	隆	一	君
13番	岩	崎	隆	寿	君	14番	中	村	良	夫	君
15番	佐	藤	孝	君	16番	近	藤	和	義	君	
17番	祝	優	雄	君	18番	竹	内	道	廣	君	
19番	中	川	直	美	君	20番	猪	股	文	彦	君

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 三浦基裕君 副市長 藤木則夫君  
副市長 伊藤光君 教育長 渡邊尚人君

総務部長	渡	邊	裕	次	君	企画財政部長	濱	野	利	夫	君
市民福祉部長	後	藤	友	二	君	産業観光部長	坂	田	和	三	君
建設部長	猪	股	雄	司	君	総務部長 (兼 選挙管理事務局長)	中	川		宏	君
企画財政部副部長 (兼 財政課長)	磯	部	伸	浩	君	市民福祉部副部長 (兼 市民生活課長)	小	路		昭	君
産業観光部副部長 (兼 遺産推進課長)	深	野	まゆ	子	君	産業観光部副部長 (兼 地域振興課長)	山	本	雅	明	君
建設部副部長 (兼 上下水道課長)	渡	部	一	男	君	教育委員会 教育課	山	田	裕	之	君
教育委員会 社会教育課	渡	辺	竜	五	君	消防長	菊	池	慎	也	君

事務局職員出席者

事務局長	村	川	一	博	君	事務局次長	本	間	智	子	君	
議事調査係	梅	本	五	輪	生	君	議事調査係	岩	崎	一	秀	君

午後 1時30分 開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

議会運営委員長の報告

○議長（猪股文彦君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。  
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 本日の議事について、1点ご報告をいたします。

6月20日の私、近藤和義の一般質問における発言に関し、市長から発言の一部に事実誤認があったため、当該部分の発言を取り消したい旨の申し出があり、議会運営委員会において発言の取消しと会議録から削除することを了承しました。よって、私の報告が終わり次第、発言の取消しについて簡易採決によりお諮りすることになりますので、ご了承願います。

報告は以上であります。

○議長（猪股文彦君） これで議会運営委員長の報告は終わります。

---

日程第1 発言の取消し

○議長（猪股文彦君） 日程第1、発言の取消しを議題といたします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、市長から6月20日の本会議における発言の一部について、会議規則第65条の規定を準用して会議録から取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、市長からの発言の取消しの申し出を許可することに決定いたしました。（当該箇所227、228頁の下線部）

---

日程第2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第71号、議案第74号から議案第76号まで、議案第78号、陳情第3号、請願第2号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第77号、議案第79号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第72号、議案第73号、陳情第4号

○議長（猪股文彦君） 日程第2、各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第71号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成30年度税制改正及び生産性向上特別措置法に基づき、中小企業の生産性向上のため、平成30年度からの3年間において、佐渡市の認定を受けた中小企業の設備投資に対する固定資産税を3年度分ゼロとする特例措置を講ずるため、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第74号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について。本案は、佐渡市中央消防署に配備予定の災害対応特殊消防ポンプ自動車及び佐渡市消防団南佐渡方面隊に配備予定の消防ポンプ自動車の購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第75号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本案は、平成30年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億5,879万9,000円を追加するものであります。主な内容は、体育施設整備事業及び本年3月に発生した冬季風浪災害等に係る災害復旧経費等を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、市民厚生常任委員会において付した意見は次のとおりであります。意見。4款衛生費、3項医療推進費、1目医療推進総務費、医療・介護・福祉の人財育成事業について。本事業は、医療技術者奨学金について当初の見込みより申請件数が増加したことに伴う貸付金の増額であるが、今後においても制度の周知等により貸付金が相当に増加していくことも懸念される。Uターンして一定期間の就職により返還免除という制度設計は画期的ではあるが、もはや予算の範囲内というわけにはいかないものである。よって、教育委員会部局とも協議を行い、中長期の見通しを立て、財源不足に陥ることのないよう新たな基金や特別会計の設置、金融機関との連携や国の制度の活用といった方策を検討の上、原資の確保に努められたい。

議案第76号 和解について。本案は、平成29年4月17日に相川郷土博物館において発生した金塊レプリカ盗難事件に関し、相手方との和解により支払いを受ける損害賠償金の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第78号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本案は、平成30年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ317万1,000円を追加するものであります。主な内容は、国民健康保険税の本算定に伴う特別会計繰出金を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第3号 合併特例債延期による新庁舎建設の検討についての陳情。本陳情は、合併特例債の発行期限が5年間延長されることが現実的になっている現状を踏まえ、合併特例債の特性を生かし改めて庁舎建設を検討する絶好の機会として、以下の事項の対応を求めるものであります。陳情事項。1、通常国会提出予定の合併特例債延長を見据えて、平成30年度予算に計上されている本庁舎改修工事及び合併特例債事業は執行しないこと。2、合併特例債による新庁舎建設を再検討すること。3、新庁舎には、新市建設計

画登載の図書館や生涯学習センター機能等を包含した市民のためのフロアを検討すること。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

請願第2号 小中学校のICT教育の導入に対する請願。本請願は、小中学校へのICT教育の導入について、児童生徒への健康被害等十分な検討と具体的な説明が必要であること及び不登校対策については、顔を合わせて対話する授業、ぬくもりも感じられる教育現場が必要であるとして、以下の事項について対応を求めるものであります。請願事項。1、市民、特に保護者に対してICT導入の具体的な計画の説明会を開き、十分な話し合いができる場を設けること。2、ICTのデメリット、健康被害など、実際に導入している現場で起きていることを調査した上で、慎重な導入を検討すること。3、不登校の問題に対しては、機械を購入して対応するのではなく、学校現場の人員をふやしたり、学校以外の居場所づくりを支援するなど、人対人で対応できるよう予算を使うこと。審査の結果、ICT教育推進の観点から採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） これより議案第75号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について委員長質疑に入ります。

中村良夫君の質疑を許します。

中村良夫君。

○14番（中村良夫君） それでは、総務文教常任委員長にお尋ねいたします。

学校教育振興事業費の101万6,000円は、日本でも有名なミュージカル劇団が離島などの子供たちに本物のミュージカルを鑑賞、ふれあう機会をつくってくれているものですが、小学校5年生、6年生を無料で招待してくれるものですが、当初予算では財源が厳しく予算化できなかったものですが、劇団の尽力もあり、今回6月議会に補正をかけるものだと思いますが、今回補正予算の計上に至った具体的な中身はどうだったのか、お尋ねいたします。

次に、市民厚生常任委員長にお尋ねいたします。高齢者生活支援事業の高齢者日常生活用品給付事業扶助費25万円について、今年度は佐渡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画も始まっており、介護保険制度とともに保険外の市独自のサービスの充実こそが必要です。ところが、新年度予算では予算削減で廃止したこの事業を復活させたものですが、昨年と比べますと給付の品目を少なくしていますが、本来25万円とかではなくて、充実すべきものではないでしょうか。審査ではどうだったのか。

学校教育振興事業と今言った高齢者生活支援事業、これ同時並行で3回お尋ねいたしますので、よろしくお願いします。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、中村議員に対して答弁をさせていただきます。

予算の補正に至った原因ですけれども、当初劇団四季との交渉に時間がかかったということが大きな要因であります。新年度予算の措置の中で、大変厳しいということで一時は公演の取りやめまで検討をせざる

るを得なかったということですが、学校教育課としては何とか子供たちにいいものを見せたいということでもいろいろ各方面と交渉してきました。そして、劇団四季のほうも公演とは別にもう少し内部のほうで補助金が出せないかという検討もしてきたのですけれども、その回答を待ったということもありまして、その回答が4月に来ましたので、当初予算には間に合わなかったということでございます。

○議長（猪股文彦君） 市民厚生常任委員長、荒井真理さん。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 中村議員のご質問にお答えいたします。

高齢者生活支援事業の高齢者日常生活用品給付事業扶助費の25万円についてのお尋ねですが、昨年度は電磁調理器、火災警報器、そして自動消火器についても対象としておりましたが、今年度補正予算で上がってきたのは電磁調理器1点になっています。これは、議員ご指摘のように、利用が少なくなったということで一旦当初予算には載せていませんでしたけれども、今年度に入ってから3件この電磁調理器についての問い合わせがあったということで、これについて復活させるということで、火災警報器、そして自動消火器については昨年度実績がゼロだったということで復活をしておりません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 2回目の質問を許します。

中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 2回目です。

学校教育振興事業についてです。教育委員会あるいは学校教育課は、このミュージカル劇団には一円も払わないと思うのですけれども、この予算を見ますと車両運行委託料18万4,000円、自動車借り上げ料が72万1,000円。改めてお聞きしますけれども、これは劇団に支払うものなのかどうか。

そして、高齢者生活支援事業では、今年度の市民への介護保険の周知、この「佐渡市の介護保険」という平成30年度版の冊子ですけれども、この事業は消えているのです、これ見ますと。そうすると、市民に十分な周知が必要ですが、どうなるのでしょうか。消えたものを復活させたわけですが、その辺審査の中でどういったことになりましたか、お尋ねいたします。

○議長（猪股文彦君） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 2回目の質問に対してお答えしますが、これ行ったり来たりするのですか、市民厚生常任委員長と。

○議長（猪股文彦君） まず、総務文教常任委員長がやってから市民厚生常任委員長が答弁する。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 1回総務文教常任委員会のほうで終わらせたほうがよかったのではないですか。いいのですか。

○議長（猪股文彦君） 3回に限りますから順番にやってください。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、車両運行委託料と自動車借り上げ料について、これは劇団へ支払うものではありません。車両運行の委託料、これについては佐渡シルバー人材センターへの委託ということで、細かい数字は後でもし資料が必要でしたらお渡ししますが、佐渡シルバー人材センターへの委託、それとスクールバスへの委託料、こういうものが車両運行委託料に含まれております。それと、自動車の借り上げ料、これについては新潟交通佐渡のほうのバスの借り上げ料が72万1,000円ということでもあります。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 当初予算にこれを盛りなかつたということで、今後回覧で回っていくようなものとか広報あるいは特にピンポイントで心身機能が低下をしている高齢者のお宅に出かけていきますケアマネジャーや地域包括支援センターの方々など、周りで気がつく方々からもこの申請をしていただくように声をかけていただくと。そんな形で必要な方々には周知していくという説明を聞いております。

○議長（猪股文彦君） 3回目の質問を許します。

中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 最後ですけれども、全体をまとめますと、佐渡市の予算削減路線です。学校教育振興事業のほうでは、この有名なミュージカル劇団が社会貢献として恒例になっています。総額では100万円あれば可能だったものが、予算が厳しいとして当初予算に掲載できなかったものを今回補正をかけたということだと思いますけれども、改めてその辺はどうか。

さらに、佐渡市に来ていただいた劇団の方々へのお茶とか、コーヒーとか、お菓子とか、お弁当ですか、佐渡市としての最低限のおもてなしの予算は、これを見ますと計上されていません。声をかけておいて大丈夫なのかどうか、最後にお尋ねいたします。

それから、高齢者生活支援事業は、介護保険とあわせて保険外のこういったサービスの充実が求められています。今回のことを見ると大変心配になるのですけれども、高齢者生活支援事業は拡充すべきだと思いますが、その辺についてどのように審査されましたか、最後です。お尋ねいたしたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 佐渡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 中村議員にお答えいたします。

そこが一番聞きたかったところだというふうに思いますが、当初予算のほうでなかなか予算上厳しいということでありましたので、その辺で補正予算まで引っ張っていったということでもありますし、あと予算書を見ていただければおわかりのとおり、お茶とか、お菓子とか、お弁当とか、そのようなものの予算はありませんので、その辺のほうはまた予算書のほうをご確認をいただければわかると思います。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 本来当初予算に載せてもおかしくない項目だと私ども委員会でも考えております。今後の充実については、また市民のニーズと合うのか合わないのか、本当に合わなくて申請の件数がゼロだとすればそういうものについては無理に予算化する必要ないと思いますが、今後も高齢者の生活を支援するために必要なものがあれば私どもも考えていきたいと、委員全体の中ではそのように考えております。

以上です。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 佐渡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） こういうやりとりがこの後の本会議でも続きますから、やっぱり質

問者と所管の委員長、これを一問一答で3回なら3回やらせてください。こういう変則的なやり方をやるとわかりにくいので、その辺をちょっとお諮りを願いたいというふうに思います。

○議長（猪股文彦君） 総務文教常任委員長のご発言を留意し、今後の議事に考慮させていただきます。

以上で議案第75号に関する委員長質疑を終結します。

これより議案第75号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 和解について採決を行います。

本案の採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第3号 合併特例債延期による新庁舎建設の検討についての陳情の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり採択されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第75号、議案第76号及び陳情第3号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

荒井市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 荒井真理君登壇〕

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 市民厚生常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告



いたします。

議案第77号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年所得の確定により行った本算定の結果を受けて、保険税の税率等を改めるため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第79号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額に2億1,816万2,000円を追加するものであります。内容は、国民健康保険税の本算定等に伴うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

○議長（猪股文彦君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第77号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） 議案第77号と議案第79号、これ同一の案件でありまして、国民健康保険税の本算定に伴うものであります。言うまでもありませんが、社会保障制度の中で国民健康保険が広域化、いわゆる県単位の運営になったという初年度であります。

そこでお尋ねをいたしますが、結果的にいいますと前回の社会文教常任委員長とやったとき、昨年は来年の値上げに備えて財政調整基金をためておくと言っただけけれども、広域化になっても国民健康保険税の大幅な引き下げになるようです。例えば1人当たりは最もピークの平成26年が10万5,193円だった。昨年が9万5,845円だったものが8万1,077円、昨年に比べて1人当たり1万4,768円、約15%下がるというものであります。ほかの市町村の動向はどうか。もうご承知かと思いますが、県が春先に示したつまり納付金の伸び率です。佐渡市の場合、マイナスの1.97%です。マイナスの多いところでいうと7.25%というようなところも幾つかありますし、逆にふえたところもわずかがあります。つまり佐渡市が今回大きく下がったからいいだろう、いいだろうと佐渡市だけ見ていると思うのだけれども、ほかの市町村は一体どのような状況なのかと。よく言うところの類似団体に比べてどうか、近隣市町村に比べてどうかという角度でいうと、その辺の動向はどうかということをお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 状況については今ほど議員がおっしゃられたとおりですが、私どもの委員会では他の自治体の動向については審査しておりません。

○議長（猪股文彦君） 質問を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） 何で審査していないのかよくわからないが、ここが一番大事だと思うのです。今回の国民健康保険税は、平成22年の水準になるのです。8万506円の平成22年水準になるのですが、平成22年水準の8万円は高いという悲鳴が上がっていたのですよ、確かに下がるということはいいいことなのだけれ

ども。そういう意味では、他市町村の動向がどうなのかということがわからぬというのはちょっと問題だ  
なと思いますが、それで今回の国民健康保険税の本算定で一番の目玉というのか、執行部も努力をされま  
して、18歳未満、いわゆるざっくり言うと子供が3人いる世帯の3人目の均等割は減らすというところ  
については、人数で106世帯、150名というお話が最初の上程時に上がっているわけですが、これは申  
請による減免の中で一項目ふえたわけです。つまり申請しないと減免をされないわけなのですが、その辺  
の周知、ほかの減免とあわせてどうなのか。

2つ目は、減免の取り扱いの実際的な要綱でいいますと、3人目の均等割を無料にする、なしにするとい  
うのだけれども、制度に基づく減免の対象になったらそっち側のほうが額が多いから、そっちのほうが優  
先されるわけです。ですから、恐らく最初の本会議の答弁であった106世帯、150名、それ以外の方も実は  
世帯の中で3人の子供、18歳未満の子供の方が私はいらるのだろうと推測するのです。今回新たな足を踏み  
出す、大変いいことだと思うのですが、多子減免というやつの実際の運用、その辺の具体的な状況は一体  
どのようになっていますか。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 今議員がご質問されました件について、この新しい条項について私  
どもいろいろ審査いたしました。今議員がご質問されたような観点で私どもは審査をいたしませんでし  
た。

○議長（猪股文彦君） 3回目の質問を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） 今回は討論もせず、大分いい面もあるので、初めて賛成をしようかと思っているの  
ですが、例えば減免取扱要綱を見ていくと非常にわかりにくい表現があって、要綱の中には18歳未満の3  
人目についてはここに均等割額もしくは保険税の減額後の均等割額というふうになっているわけで、その  
要綱そのものも具体的には審査しなかったという理解でよろしいですか。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 今回初めてこの条項が加わりましたので、私どもはこの条項そのも  
のについて審査いたしました。中身については人数の把握程度で、一人一人の状況がどうなのかという  
ところまでは審査をしておりません。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第77号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第77号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） 先ほど言いましたように一体のもので、今度はこの国民健康保険の会計そのものがあります。この中でいろんな予算を通して制度が決められているわけですが、簡単に聞きます。

市民厚生常任委員会に出された資料を拝見いたしますと、子供のいる世帯での被保険者資格証明書、国民健康保険税が払えなくて有効期限の短い被保険者資格証明書が72世帯、140人いると思うのです、短期被保険者証と被保険者資格証明書の。私が前言ったのが平成29年5月、1年前になりますが、そのときは71世帯、143人ですから、大体固定をされているのだなということが見てとれますが、子供の被保険者証においてはやはり特例であろうが、何であろうが、やっぱり短期被保険者証はやめるべきではないかと。それともう一つは、被保険者資格証明書は実質10割払いますから、無保険状態になります。ほかの市町村でもこういったことはやめているところもありますから、ぜひ私はそこに足を踏み込むべきだというのは上程のときにも言いましたが、これについては今年度はどのように対応されるのかお尋ねをいたしたいのが1点です。

2つ目、今後の国民健康保険の会計状況に合わせた財政調整基金の積み立ての感じはどうかと本会議で質疑やりましたが、ここ近年では過去最高の4億5,579万1,000円。先ほど言った平成22年度とほぼ同じ水準だというのだけれども、国民健康保険税。そのときの国民健康保険の財政調整基金は4,400万円しかないわけです。ということでいうと、国民健康保険特別会計においては今極めて最も良好な局面にあるということが言えると思うので、そこで聞くのですが、この財政調整基金は何のためにためたのか。制度でいきます。制度でいうと、国から毎年3,400億円の積み立て分が県に来て、県は納付金、つまり市町村から県にお金を上納できないとき、あるいは医療費とか何かで給付費が急増した場合に活用する基金、財政安定化基金を県に積み増ししているわけです。今年度、全国の総額で2,000億円積み立てしているというふうに言われているわけだから、つまり前の制度でいうと、いざ給付費が伸びた、何かしたというときは財政調整基金から入れるよ、入れるよと言って、入れたことはないのだけれども、それを理由にして積み立てておいた。だけれども、制度でいうと今県に財政安定化基金を持っているということになるので、本来二重に基金は要らないのではないかと私は思うのですが、その辺はどのように理解したらよいのか、見通しを教えてください。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 今ご質問のありました被保険者資格証明書交付対象の方と短期被保険者証交付対象の方の人数が多いということは私どもも把握はしておりますけれども、その中の詳しい状況についてわからないので、これは一つ一つ丁寧に見ていかなければいけないと。佐渡市の中で決して人数が少なくないというところは私ども議会としても配慮する必要があるということは言っていくつもりですけれども、もう少し中身を具体的に審査したいとは思いますが、今回は特別に突っ込んでの審査はしておりません。

それから、財政調整基金についてですけれども、議員もご承知のとおり、今国がこの国民健康保険税についてどうするのかわからなかった側面というのはあります。今佐渡市も合併当初は除きまして最高に財政調整基金は積んでおりますけれども、今後どうなるのかということをもう少し見きわめたいという、これからも積み増しできるのかもわかりませんし、今後もう少し見きわめていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第79号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第79号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、渡辺慎一君。

〔産業建設常任委員長 渡辺慎一君登壇〕

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第72号 佐渡市歴史的風致維持向上協議会条例の制定について。本案は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致維持向上計画の作成等を行うための協議会を設置するため、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第73号 除雪ドーザ購入契約の締結について。本案は、建設部建設課に配備予定の除雪ドーザについて、平成30年5月28日に執行した指名競争入札における落札者と購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。意見。入札制度のあり方について、他市の状況を調査し、見直しを行うこと。

陳情第4号 農業農村整備事業予算確保についての陳情。本陳情は、農業農村整備事業が農業生産の基盤となるハード面の事業であり、農業用水の安定的な確保と汎用耕地化及び担い手の育成を推進し、生産性及び経営の安定と向上を図るとともに、佐渡の農業を将来にわたって持続的に発展させていくため、佐渡市の補助金の割合を平成31年度以降も維持し、確実な予算の確保を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定いたしました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第3 議案第80号

○議長（猪股文彦君） 日程第3、議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、永井学氏の任期が平成30年9月30日をもって満了となるため、その後任の候補者として佐々木卓郎氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

---

#### 日程第4 議員の派遣

○議長（猪股文彦君） 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第165条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり決定いたしました。

---

#### 日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（猪股文彦君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり、閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決定しました。

---

○議長（猪股文彦君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 平成30年第5回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本定例会に上程した議案について議決いただき、厚く御礼申し上げます。一般質問においては、農業政策を始めとする産業の活性化、子育て支援、教育、高齢者対策、観光振興、エネルギー政策など市政全般についてご意見をいただきましたが、それらを参考にしながら今後の政策につなげていきたいと考えております。

合併特例債の発行期限再延長改正法案が国会で成立したことを受けて、市では改めて新市建設計画のほか将来ビジョンの見直し作業を行っております。この後議会との意見交換や市民の皆様の声を反映させながら形づくっていききたいと考えております。

また、6月15日には、花角県知事のほか新潟県選出の国会議員、県及び市の世界遺産登録推進議員連盟、佐渡を世界遺産にする会などの関係機関とともに、文部科学大臣等に対して佐渡金銀山の世界遺産登録国内推薦に向けて要望してまいりました。相川地区では佐渡金銀山ガイダンス施設の展示工事も始まり、観光客等の受け入れ態勢の準備を進めております。今週末の6月30日には佐渡市一斉清掃を実施しますが、市民の皆様一人一人が環境美化の取り組みを行いながらさらなるPR活動により機運を高め、来月下旬に予定される国内推薦の吉報を待ちたいと思っております。

昨年は、50年に1度と言われる激甚豪雨災害が発生し、その復旧事業がまだ残っておりますが、これも早急に完了するよう取り組んでまいります。

最後に、梅雨入りして蒸し暑い日々が続くこととなりますが、市民の皆様におかれましては健康にご留意いただき、ますますご活躍されますようご祈念申し上げて本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（猪股文彦君） 以上で会議を閉じます。

平成30年第5回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時17分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 猪 股 文 彦

署 名 議 員 渡 辺 慎 一

署 名 議 員 金 田 淳 一